

# 1.調査研究の概要

## 1.1 調査研究の目的

消費者教育を実践していく上で、消費生活や消費者問題をわかりやすく解説した消費者教育用教材は重要な役割を果たす。しかし、こうした教材は、各種の行政機関、消費者団体、事業者団体、法曹団体等においてある程度作成されているものの、各所に散在しており、消費者教育の現場に十分届いていない。

これらの教材が広く活用されていくためには、消費者教育普及の基盤となるものとして、消費者教育の講師等がその用途に応じて必要な教材を簡易に検索・選択することができる消費者教育のためのポータルサイトを構築する必要がある。

このため、本調査研究では、有識者で構成する委員会を設置し、消費者教育ポータルサイトの本格的な運用開始に向けて、平成 18 年度に策定した「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」(以下、「基本方針案」という。)をもとに、掲載情報の収集方法、掲載情報の選定方法等、消費者教育ポータルサイト運用に関する具体的内容について検討し、一定の結論(方針案)を得ることを目的とする。

### 1.1.1 調査研究の検討課題

消費者教育ポータルサイトの運用に関する調査研究は、次の点を主な課題とし、委員会においての検討を進めていくこととする。

#### (1) 掲載情報の収集方法の検討

- ・情報の入手並びに収集のプロセスは、情報提供先とそのアプローチ方法を含め、具体的に検討を行う。

#### (2) 掲載情報の選定方法の検討

- ・提供情報の審査機関(委員会)の審査方法・審査項目、組織の体制と仕組み、委員の選定等を取り決め、平成 20 年度からの運用に対応できるように検討を行う。

#### (3) 掲載情報の更新方法の検討

- ・掲載情報の更新については、その情報の種類に応じて適切に行う必要がある。更新作業に伴う担当者及びその作業体制について、具体的な検討を行う。

#### (4) その他、ポータルサイトの運用に必要な事項の検討

- ・その他、情報提供の方法(検索機能・索引機能)、著作権に関する取り決め等の事項について必要に応じて適宜検討を行う。

## 1.2 調査研究の方法

### 1.2.1 委員会の設置

委員会は、下記の通り、消費者教育並びにポータルサイト構築における有識者 6 名で構成された。

#### 内閣府「消費者教育ポータルサイトの運用に関する研究会」

氏名(敬称略)		所 属
座長	東 珠実 (あずま たまみ)	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授
委員	阿見 拓男 (あみ たくお)	栃木県立壬生高等学校 教諭
委員	榎本 聡 (えのもと さとし)	国立教育政策研究所 研究員
委員	柿野 成美 (かきの しげみ)	財団法人消費者教育支援センター 主任研究員
委員	鳩山 多加子 (はとやま たかこ)	文京区立第一幼稚園 園長
委員	高場 俊司 (たかば しゅんじ)	NECビッグロブ株式会社 ビジネス事業部 第二営業部

また、以下の省庁と関連機関がオブザーバーとして参加した。

オブザーバー
金融庁 総務企画局政策課
総務省 情報通信政策局放送政策課
公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部消費者取引課
文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課
農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課
経済産業省 商務情報政策局消費経済政策課
国土交通省 総合政策局安心生活政策課
環境省 総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
国民生活センター 広報室
金融広報中央委員会 事務局
内閣府 大臣官房企画調整課

なお、ヒアリング調査の担当及び事務局の運営は、株式会社 DELTA i.D.総合研究所の以下の者が担当した。

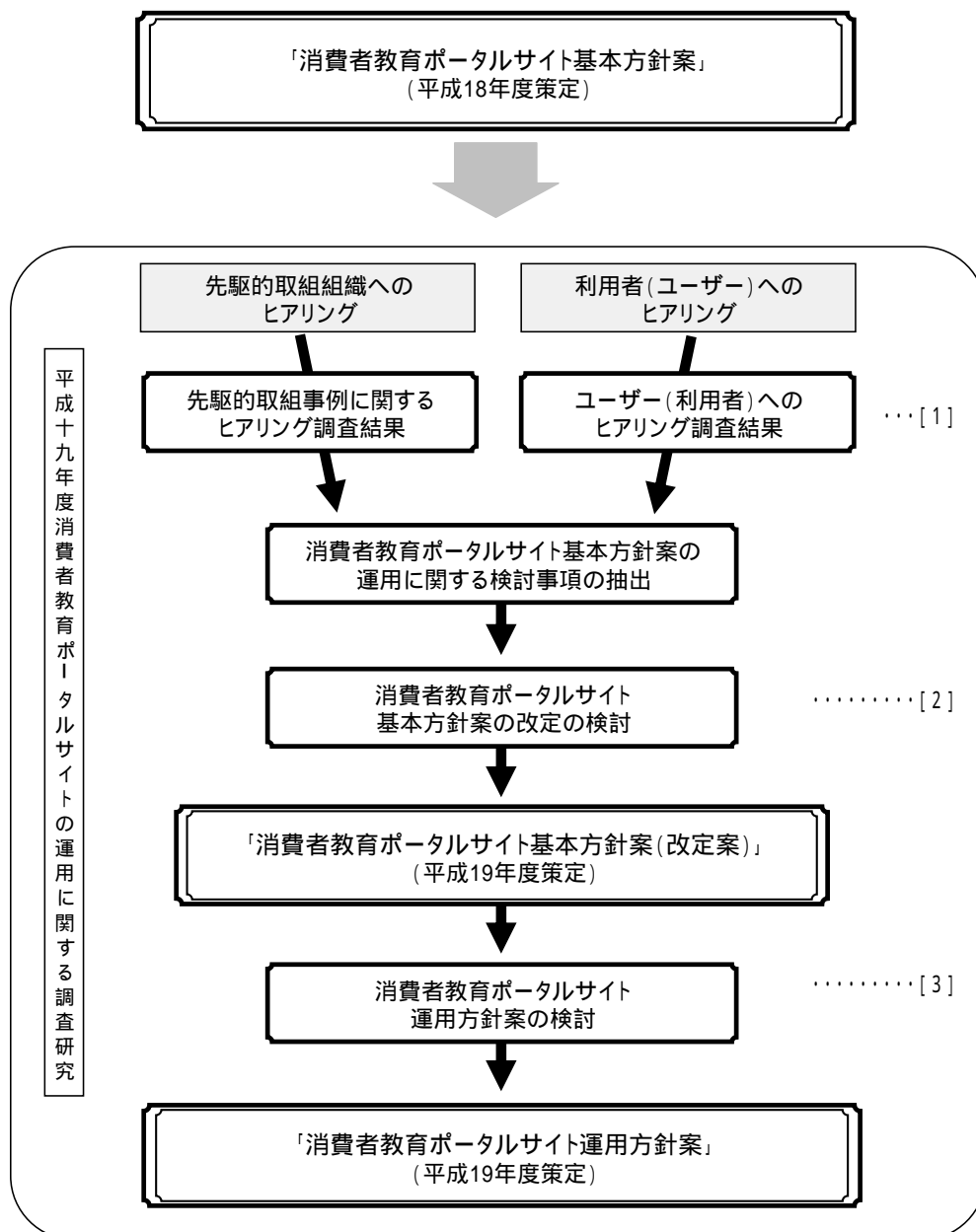
担当	氏名	所 属
プロジェクトリーダー	山鳥 洋 (やまどり よう)	リサーチ&ソリューション事業部 主席研究員
調査・事務局	中島 久夫 (なかしま ひさお)	リサーチ&ソリューション事業部 上級研究員
調査・事務局	福嶋 正訓 (ふくしま まさくに)	リサーチ&ソリューション事業部 研究員

### 1.2.2 調査・研究のプロセス

本調査・研究のプロセスは、次の通りである。

- 1.平成 18 年度に策定された「消費者教育ポータルサイト基本方針案」を踏まえ、ポータルサイトの先駆的取組組織及びユーザーに対するヒアリング調査を実施し、その運用の実態及びポータルサイトの運用に当たって必要な検討項目を抽出した。
- 2.上記の検討項目に沿って、基本方針案の追加・改定点を提言し、改定案を作成した。
- 3.1の検討項目及び2の基本方針案の追加・改定点を踏まえ、「消費者教育ポータルサイト運用方針案」を検討しその策定を行った（図表 1.1）。

図表 1.1 消費者教育ポータルサイトの運用に関する調査・研究のプロセス



### 1.2.3 委員会での検討過程

#### (1) 第1回委員会

日時：平成19年12月4日（火）

主な検討事項等：

- ・重要項目と検討課題の確認
- ・調査対象について
- ・調査項目について
- ・消費者教育ポータルサイトに対する意見等

#### (2) 第2回委員会

日時：平成20年1月18日（金）

主な検討事項等：

- ・調査報告
- ・基本方針案の検討課題について（対象領域、利用対象者等）
- ・ポータルサイトの運用に関する検討（情報の収集方法、情報の更新方法）
- ・報告書のとりまとめについて

#### (3) 第3回委員会

日時：平成20年2月8日（金）

主な検討事項等：

- ・ポータルサイトの運用に関する検討（情報の選定方法）
- ・報告書のとりまとめ方法
- ・基本方針案の検討課題について
- ・運用方針案について

#### (4) 第4回委員会

日時：平成20年2月29日（金）

主な検討事項等：

- ・基本方針案の検討課題について
- ・運用方針案について
- ・報告書案について

#### (5) 臨時検討委員会

日時：平成20年3月13日（木）

主な検討事項等：

- ・基本方針案（改定案）の承認
- ・運用方針案の承認

### 1.3 調査研究の結果 - ヒアリング調査及び基本方針案改定案と運用方針案

#### 1.3.1 ヒアリング調査

ヒアリング調査は、下記の通りの組織・団体と日程で実施した（図表 1.2）。

図表 1.2 ヒアリング実施リスト

##### 1.先駆的取組を行っている組織

No.	組織名	HPの名称	ヒアリング日時	ヒアリング実施(先駆的組織)	ヒアリング実施(ユーザー)	運営者の属性	備考
1	金融広報中央委員会	知るぼると	12月19日			公的機関	くらしに役立つ身近な金融情報、お金に関する知識の情報サイト
2	国立教育政策研究所(教育研究情報センター)	教育情報ナショナルセンター(NICER)	12月18日			官公庁	すべての学習者と教育関係者を対象とした、教育や学習に関する情報や支援サービス
3	財団法人 消費者教育支援センター	消費者教育支援センター	12月14日			公益法人	消費者教育に関する調査研究及び各種事業を実施、消費者教育の総合的かつ効果的な推進を支援するサイト
4	宮城県教育委員会	みやぎIT教育ポータルサイト	1月8日			自治体	IT教育情報ポータルサイト
5	大阪府消費生活センター	消費生活事典(ケーヤクにつけるクスリ等)	12月25日			自治体	大阪府の消費生活に関するポータルサイト
6	特定非営利活動法人 POLICEチャンネル	ポリスチャンネル	12月21日			公益法人	防犯意識や規範意識の高揚、青少年の非行防止等に関わる映像コンテンツの提供
7	財団法人 環境情報普及センター	EICネット(環境情報提供システム)	1月4日			公益法人	環境教育・環境問題対応ポータルサイト

(組織名:順不同)

##### 2.利用者(ユーザー)

No.	組織名	HPの有無	ヒアリング日時	ヒアリング実施(先駆的組織)	ヒアリング実施(ユーザー)	運営者の属性	備考
1	社団法人 全国消費生活相談員協会(全相協)		12月25日			公益法人	正会員の多くが全国各地の消費生活センター等の相談員で構成される。
2	全国家庭科教育協会		12月27日			研究団体	全国の小学校・中学校・高等学校・大学の家庭科教員・家庭科指導主事・学生並びに家庭科教育に理解ある者で組織される。
3	財団法人 日本消費者協会		12月27日			公益法人	消費者運動の推進機関。「月刊消費者」の発行、消費者のための教育活動、商品テスト、苦情相談を行っている。

(組織名:順不同)

(1) 先駆的取組事例に関するヒアリング調査の実施

先駆的取組組織に対するヒアリングは、以下の7組織(サイト)に対して実施した。

- 1.金融広報中央委員会(知るぽると)
- 2.国立教育政策研究所(教育情報ナショナルセンター・NICER)
- 3.財団法人消費者教育支援センター(消費者教育支援センター)
- 4.宮城県教育委員会(みやぎIT教育ポータルサイト)
- 5.大阪府消費生活センター(消費生活事典)
- 6.特定非営利活動法人POLICEチャンネル(ポリスチャンネル)
- 7.財団法人環境情報普及センター(EIC ネット)

先駆的取組組織に対するヒアリング調査は、主に下記の項目について行った(図表 1.3)。なお、詳細は、「資料 3.ヒアリングシート」を参照されたい。

図表 1.3 先駆的取組を行っている組織へのヒアリング項目

1.ポータルサイトのコンセプト	4.サイトの運用について
(1)サイトのジャンル	(1)現在の運営状況
(2)対象分野	アクセス数
(3)キーコンセプト	更新頻度
(4)想定利用者	更新基準
(5)サイト運用にかかる事業内容	運営人員
(6)サイトの概要(サイトマップ)	サーバ
2.コンテンツの概要	運用コスト
(1)掲載情報の属性(形式等)	運用開始
(2)掲載情報の分類	現在に至る経緯
(3)掲載情報の種類	構築コスト
(4)掲載情報の運用規定	広報の方法
(5)利用者へのコミュニケーションの方法・ツール	利用者の反応
(6)コミュニケーションツール等の運用規定	苦労している点
(7)利用者への要望等の情報	(2)今後の課題
(8)サイト内検索機能	情報収集における課題
3.掲載情報の入手と選定について	掲載情報審査の課題
(1)掲載情報の対象と範囲	情報提供時の課題
(2)情報情報収集	情報更新時の課題
(3)情報入手先	その他の課題
(4)情報提供先へのアプローチ方法	5.内閣府への要望・アドバイス
(5)コンテンツ(教育教材)の審査	
(6)イベント等の審査	
(7)その他の審査	
(8)著作権者への対応	
(9)コンテンツ・教育教材の制作	

(2) 利用者（ユーザー）へのヒアリング調査の実施

利用者（ユーザー）に対するヒアリングは、先駆的取組事例での組織の含め以下の 8 組織に対して実施した。

1. 社団法人全国消費生活相談員協会
2. 全国家庭科教育協会
3. 財団法人日本消費者協会
4. 財団法人消費者教育支援センター
5. 宮城県教育委員会
6. 大阪府消費生活センター
7. 特定非営利活動法人 POLICE チャンネル
8. 財団法人環境情報普及センター

利用者（ユーザー）に対するヒアリング調査は、主に下記の項目について行った（図表 1.4）。なお、詳細は、「資料 3. ヒアリングシート」を参照されたい。

図表 1.4 消費者教育ポータルサイトの利用者（ユーザー）へのヒアリング項目

1. 消費者教育に関する(ポータル)サイトの利用状況	3. 内閣府が立ち上げようとしているポータルサイトについて
(1) 消費者教育に関する情報を入手するサイト	(1) 内閣府が立ち上げようとしている消費者教育ポータルサイトをどう思うか。 (現状の方針等を説明の上、感想をうかがう)
(2) 上記サイトの利用目的	
(3) 利用頻度	
(4) 頻繁に利用するコンテンツ	
2. どのような消費者教育ポータルサイトが望まれるのか	(2) この消費者教育ポータルサイトで提供する情報については、質と量のどちらを求めるか。
(1) 消費者教育ポータルサイトに最低限必要な機能は何か。	(3) 内閣府のポータルサイトへの期待と要望。
(2) 消費者教育ポータルサイトに最低限必要な情報・コンテンツは何か。	
(3) 現状において理想的な運営がなされているポータルサイトの例と、それを推す理由。	
(4) 消費者教育ポータルサイトにおける使いやすさのイメージとして、どのようなイメージを持っているか。	
(5) 消費者教育ポータルサイトに求められる社会的な役割をどのように考えているか。	

### (3) ヒアリング調査結果と検討事項の抽出

#### < 先駆的取組事例に関するヒアリング調査結果 >

先駆的取組事例に関するヒアリング調査から、ポータルサイトのコンセプト、コンテンツの概要、掲載情報の入手と選定、サイトの運用に関するさまざまな実態が把握され、内閣府への要望等についても明らかとなった（詳細については、「2. ヒアリング調査」を参照されたい）。

このうち、基本方針案に関する検討や運用方針案の策定にかかわって重要と思われる点（事例等）は、次の通りである。

- ・ポータルサイトのコンテンツは、概ね教材、教育指導案・学習事例、リンクデータに大別された。リンクデータには学習情報（LOM データ）があり、教材の詳細情報と入手可能な URL を保有しているケースもあった。
- ・掲載情報の分類については、利用者の利便性が重視されていた。情報を利用対象者別に細かくセグメントするなど、利用者が必要な情報に到達しやすい工夫がみられた。
- ・利用者へのコミュニケーションツールとして、掲示板、アンケート、メールマガジン、メーリングリスト、ブログ、投稿等を設置・実施しているサイトがみられた。また、コミュニケーションツールの運用規定については、個人情報の取扱いに関する取り決めがなされていた。
- ・サイト内の検索機能については、キーワードでの検索機能を採用しているサイトがほとんどであったが、「タイトル」「概要」「キーワード」「地域・時代・季節」「情報の種類」「想定利用者」「教育分野」「対象年齢」「利用目的/場面」「メディアの種類」等による多様な検索が可能なサイトもみられた。
- ・情報の入手先は、関連省庁、機関が主であったが、関連団体を中心に幅広く情報入手をしているサイトもみられた。また、教育教材については、教員等の消費者教育実践者からの情報を収集しているケースもみられた。
- ・コンテンツの審査については、具体的な審査内容、審査基準を有するサイトがみられた。審査方法については、複数の職員がチェックをしたあとで組織の長等の決済を得て掲載するものが多かったが、委員会等で審査・検討しているケースもあった。また、自前のコンテンツについては、概ね審査を必要としていなかった。
- ・イベント情報の審査については、利用者への利便性、当該組織との関連、非営利性等が審査されていた。審査方法は、複数の職員がチェックしたあとで組織の長の決済を得て掲載するものが多く、委員会のような審査機関をもつ組織はなかった。
- ・著作権への対応では、コンテンツの制作を外部で委託する場合、その著作権は、委託者に帰属するケースが多かった。
- ・コンテンツ制作について、明確な基準を持ち、豊富なコンテンツを継続的に制作しているサイトがみられた。
- ・内閣府のポータルサイトへの要望等については、教材のリンク集と独自コンテンツから構成されるサイトになること、現在認知・活用が進んでいない良質な民間機関の教材を発掘して紹介すること、教材を掲載するだけでなく使いこなせるようなサポート体制も構築していくこと、

当初からすべての対象者に向けてすべての機能、情報を提供することは困難なため、集中すべき対象を検討すること、審査以外にも外部有識者から助言を得る運営委員会等を設置すること、運用に耐えうる組織体制及びシステムの整備が求められること、などが挙げられた。

<ユーザー（利用者）へのヒアリング調査結果>

ユーザー（利用者）へのヒアリング調査から、ポータルサイトの利用に関するさまざまな実態が把握され、望まれる消費者教育ポータルサイトの条件、内閣府の消費者教育ポータルサイトへの要望等についても明らかとなった（詳細については、「2．ヒアリング調査」を参照されたい）。

このうち、基本方針案に関する検討や運用方針案の策定にかかわって重要と思われる点（意見等）は、次の通りである。

- ・消費者教育ポータルサイトには、情報・コンテンツの種類、領域、対象などがわかりやすく整理されていることが望まれ、学習目的別インデックスやキーワード、用語、カテゴリーなどによる検索機能が必要とされていた。また、教科書、学習指導要領等との関係付けも求められた。
- ・内閣府の消費者教育ポータルサイトについても、教育現場で利用しやすく、教科書や学習指導要領を踏まえたトップページの構成が求められていた。
- ・ポータルサイトの運営に関しては、広報の重要性や体制、組織力、予算の問題が指摘された。また、一般の人（市民講師など）が情報を発信できる仕組みづくりが、必要とされていた。
- ・消費者教育とは何かを分かりやすく解説することや、分野別・ライフステージごとに消費者教育を考える視点をポータルサイトにも反映してほしいとする意見がみられた。

上記の調査結果に基づき、基本方針案の各項目について改定の必要性を検討するとともに、基本方針案の見直しだけでは不十分な事項を運用方針案に盛り込むべき事項として位置づけた。

検討結果は、図表 1.5 の通りである。

図表 1.5 基本方針案の項目と検討事項

消費者教育ポータルサイト基本方針案	検討事項
1.背景	[基本方針案の改定] なし
2.対象領域	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] ただし、情報提供の分類としては、対象領域に限定せず、利用者のアクセシビリティを考慮したづくり(インデックスサブページ等)を検討。また、HP開設当初は、対象領域を限定することも検討。
3.利用対象者	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] HP開設当初は、対象利用者を限定することも検討。
4.提供する情報 (1)教材自体とそれに関連する情報	[基本方針案の改定] LOMデータとの互換性について追記する。 [運用方針案] 入手方法についての情報を提供しない(インターネット上で入手できるものに限定)。
(2)消費者教育に関する基礎的な情報	[基本方針案の改定] 内閣府が提供すると追記する。 [運用方針案] 別途、制作規定を定める必要があるか(審査は不要か)。
(3)利用者からの要望等の情報 (実践事例、教育効果、教材の評価等)	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] HP開設当初は、当面行わないが限定することも検討。
(4)消費者教育に関するイベント等の情報	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] HP開設当初は、掲載する団体を限定することも検討。
5.情報の検索方法	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] HP開設当初は、詳細項目の検索はオプション(コンテンツの充実にあわせて実装)。
6.情報の入手	[基本方針案の改定] 情報の入手先に教育研究団体等の任意団体、消費者教育を担う講師や学校の教諭、専門家等の個人を含める。 [運用方針案] 情報の入手については、当該団体に提供を依頼し、自発的な提供を促す(情報入手のプロセス)。
7.情報と要望の収集 (利用者からの情報)	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] 利用者からの情報を収集する際のコミュニケーションツールの検討。 ・利用した教材等の教育効果、評価に関する意見、教材の紹介等(ex.アンケート、掲示板、ブログ) ・ポータルサイトの利用方法、運営方法についての意見(ex.メール、アンケート) コミュニケーションツールの実装時期、アンケート実施時期の検討。 利用者からの意見や教材の評価についての情報の提供方法の検討。
8.提供情報の審査 (1)教材の審査	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] 提供された教材等を審査・決裁する担当者について検討。 教材の審査の実施時期、頻度について検討(教材登録審査相談員の判断を仰ぐタイミング 委員会の開催時期と関連)。
(2)イベントの情報の審査	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] イベント等の開催情報を審査・決裁する担当者について、即時性を考慮にいれて検討。
9.運用について (1)サイト運営やメンテナンスを行う担当者の役割	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] ポータルサイト運営の方向性、サイトの運営についての外部評価、内閣府の開発するコンテンツの検討・審査を担う委員会(組織)の設置を検討。
(2)教材登録審査相談員の設置	[基本方針案の改定] 具体的な委員会の名称を明記する(運用方針との関連)。 [運用方針案] 提供する情報(教材、基礎情報、利用者、イベント等)のそれぞれについて、委員会での審査内容・対応範囲を検討。 審査委員会(教材登録審査相談員)の名称、メンバー、開催頻度、運営システムについて具体的に検討。
10.広報について	[基本方針案の改定] なし [運用方針案] 一般消費者に対する広報の実施については、運用の方向性と関連して検討。

### 1.3.2 基本方針案の改定

前掲の検討事項を基にした議論の結果を踏まえ、本委員会としての基本方針案の改定案は、次の通りとなった。なお、改定箇所は下線で示している。

#### 消費者教育ポータルサイト基本方針案（平成 19 年度改定案）

##### 1．背景

消費者が安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者保護基本法が改正され、平成 16 年 6 月に消費者基本法が制定された。

消費者基本法には、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が規定されている。

同法を受け策定された「消費者基本計画」（平成 17 年 4 月 8 日閣議決定）では、消費者が、学校、地域、職場、家庭など様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図ることが必要とされている。

現在、消費者教育の教材は、さまざまな機関や消費者教育の専門家が作成しているが、学校において教諭や学校関係者、社会教育施設等で講師が消費者教育を実際に行おうとするときに、どのようなものが、どこにあるのかわからない、あるいは入手が困難であるという事情がある。その一方で、優れた教材の存在が知られていないために、活用されていないという傾向もある。

また、消費者教育の担い手や一般消費者は、緊要な消費者トラブルに対して、適切な対処方法、その根拠となる法令等について、常に新しい情報を入手できる仕組みが必要である。こうしたことから、消費者教育の基盤整備の一つとして、最新の情報を広く提供できるインターネットを活用した支援が有効であると考えられる。そこで、消費者教育の教材等を広く収集して整理し、消費者教育を行う者または受けようとする者が消費者教育の全領域にわたり、必要な教材を適切に検索・選択して、利用することのできるポータルサイトを構築することが必要であることから、消費者教育ポータルサイト基本方針案をまとめた。

##### 2．対象領域

消費者教育ポータルサイトが対象とする領域は、「消費者教育体系化のための調査研究(平成 17 年度調査)」において分類した、安全、契約・取引、情報 および 環境 とする。また、発達段階別の教育内容についても体系化の観点を踏まえ、幼児期、児童期(小学生)、少年期(中学・高校生) および 成人期(高齢期を含む)、即ち全てのライフステージにおける教育内容を対象とする。

##### 3．利用対象者

現在、消費者教育の担い手は、学校、地域、職場等において教育を行う講師、教諭および専門家(消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント)等が中心であるが、

今後高齢化や少子化が進んでいく社会の中で、消費者教育は地域や家庭において一層推進されることが求められる。したがって、講師、教諭、専門家のみならず、これまで消費者教育を専門に行ってはいないが、今後消費者教育を地域で実践していこうとする市民講師や地域の住民との関わりがある者（民生委員、ヘルパー、介護福祉士、社会教育施設の職員、町内会や自治会の役員）が、正しい知識、最新の情報を身に付け、日ごろの活動の中で、消費者教育の担い手を兼ねていくことが期待される。また、情報や環境など専門性の高い分野については、弁理士、NPO・NGO 団体、環境カウンセラー等の専門家が一般消費者はもとより消費者教育の担い手として期待される者への教育を行っていくことも望まれる。

そこで、消費者教育ポータルサイトの利用対象者としては、教諭や学校関係者から上記のような今後消費者教育の担い手として期待される者、さらには、個人で学習したい者まで広く想定する。

以上のことから消費者教育ポータルサイトの利用対象者は、以下ようになる。

消費者教育を担う講師や学校の教諭、専門家（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）等

消費者教育の教材等を作成している各種行政機関、消費者団体、事業者および事業者団体、法曹団体、地域の消費者教育の担当者

地域の住民との関わりがある者（民生委員、ヘルパー、介護福祉士、社会教育施設の職員、町内会や自治会の役員）や市民講師

消費者教育について正しい知識を学ぼうとする者

#### 4．提供する情報

提供する教材等は、内閣府独自で作成する教材および、6．に示す団体等から教材自体とそれに関連する情報を収集・審査して提供するものとする。教材自体の提供が得られない場合や教材が有料なもの等は、提供先にリンクを貼ることにより教材自体の提供あるいは教材の入手方法が分かるものとする。

運用開始時点における消費者教育ポータルサイトでは、6．に示す団体等からの提供に基づく以下の情報を提供することとする。

教材自体とそれに関連する情報

消費者教育に関する基礎的な情報

利用者からの要望等の情報

消費者教育に関するイベント等の情報

##### （1）教材自体とそれに関連する情報

教材自体とそれに関連する情報の種類

具体的な教材の提供情報としては、教材自体とそれに関連する情報がある。

消費者教育の教材は、教科書・小冊子・リーフレット等の印刷教材、ビデオ等の視聴覚教材、e-Learning や紙芝居・すごろく等の遊びながら学べる教材等、さまざまな形態で提供されて

いる。消費者教育ポータルサイトにおいては、これらの教材を提供する際に以下の点を配慮するものとする。

- a. 印刷教材は、パソコンの一般的なソフトウェアで閲覧できるとともに、利用者が自由に印刷できるものとする。
- b. 視聴覚教材は、可能な限りパソコン上の一般的なソフトウェアで閲覧できるものとする。権利処理の都合等により、Web上で公開できないものについては、教材の閲覧や入手の方法を提供する。
- c. デジタル教材は、パソコン上の一般的なソフトウェアで利用できるものとする。特別なソフトウェアを必要とする場合は、そのソフトウェアの入手方法を示す。

また、消費者教育ポータルサイトでは、利用者が教材を選ぶ際の参考となる情報として、以下の項目を中心とした教材関連情報を提供するものとする。

- a. 一般的な情報（タイトル，概要，キーワード等）
- b. 教育的な情報（情報の種類〔指導案，実践事例，事例集，用語集等〕，想定利用者〔学習者，指導者，教材作成者等〕，対象「幼児期，児童期，少年期，成人期等」等）
- c. 技術的な情報（提供場所〔URL〕，電子媒体の種類〔ワープロ文書形式，講義・講演（スライド）形式，動画（ビデオ）形式等〕，ファイルサイズ，再生時間，動作条件等）
- d. 権利に関する情報（価格，著作権の帰属等）
- e. 制作年月日等に関する情報（制作年月日，公開年月日，有効期間等）

#### 教材関連情報の形式

教材関連情報の形式は、IEEE（米国電気電子学会）が定めるLOM（学習オブジェクトメタデータ）に準拠し、他の関連ポータルサイト間のデータ連携を考慮した仕組みとする。

### （２）消費者教育に関する基礎的な情報

消費者教育に係る法律や法改正に伴う社会システムの変化や新たに発生した問題等に迅速に対応するためには、それらの変化を十分に理解する必要がある。そのために、内閣府が、関係省庁，組織等の協力を得て、消費者教育ポータルサイトにおいて、消費者教育に係る法令や法改正に基づく社会システムの変化等についてわかりやすい情報提供を行う。

### （３）利用者からの要望等の情報

利用者が教材を選ぶときの参考情報として、教材利用者から情報提供された、教材の利用情報（実践事例，教育効果，教材の評価など）を提供する。

### （４）消費者教育に関するイベント等の情報

消費者教育に関連するシンポジウムやセミナーの開催案内等は主催者から告知されるが、関係者全体に広く伝わっていないことも想定され、教育機会が失われている可能性がある。そのため、主催者から提供されたイベント等の情報を掲載する。

## 5．情報の検索方法

利用対象者が利用目的に応じて教材自体や関連する情報を得ようとする時に、利用目的をキーワードとして検索ができるようにすることが必要である。また、学習目標に応じた教材を探すためには、消費者教育の体系に基づく検索方法により情報が得られることが必要である。

したがって教材・情報の検索方法は、利用目的に応じたキーワード（対象者や対象領域や制作年月日等）による検索や消費者教育の体系に基づく検索ができるものとする。

## 6．情報の入手

消費者教育ポータルサイトに掲載する情報は、当面の間、以下の～から入手するものとする。

内閣府，各種行政機関

地方公共団体，独立行政法人国民生活センター，消費生活センター

消費者団体，事業者及び事業者団体，法曹団体等

教材等の情報の入手については、内閣府が各種行政機関及び地方公共団体等に提供依頼をして行うものとする。また、当該団体等からの自発的な提供によるものとする。

なお、以下の及びからの情報の入手は、教材等の審査体制の整備状況等に応じ、実施を検討する。

任意団体（教育研究団体等）

個人（消費者教育を担う講師や学校の教諭，専門家等）

## 7．情報と要望等の収集

利用者からの情報の収集は、他の利用者への参考とするために、教材等や利用した教材の教育効果等に関する意見、教材の紹介等に関する意見の書込みが行えるようにする。利用した教材の評価についても、利用者からの意見の書込みや教材の評価に関する簡易なアンケートに回答できるようにする。

消費者教育ポータルサイトの利用方法や運用方法等を改善していくために、消費者教育ポータルサイトの利用者からの要望・意見等を広く収集する。

また、消費者教育に関連するシンポジウムやセミナーの主催者からの開催案内等の情報の提供を受付ける。提供された情報の掲載については審査を行うものとする。

## 8．提供情報の審査

### （1）教材の審査

提供された教材等は、以下の基準に基づき審査を行い掲載するか判断する。また、掲載するか否かの判断が難しい場合には、消費者教育の専門家等で構成する教材登録審査相談員の判断を仰ぎ、掲載するか否かの判断をする。

教育資料であること（中立公平で普遍的なもので、商業性を意図しないもの）

必要事項が明示されていること(目標, 対象, 作成者, 作成時期, 有償/無償等)  
内容・表現方法に教育的配慮がなされていること(宣伝・販売と思われる表現の禁止, 記述の普遍性, 差別表現の禁止, 言葉の平易性, 内容の整合性等)

## (2) イベント等の情報の審査

イベント等の開催情報などは, 以下の基準に基づき審査を行い掲載するか否かを判断する。

消費者教育に係る催しであること(中立公平で普遍的なもので, 商業性を意図しないもの)

必要事項が明示されていること(目標, 対象, 主催者, 開催日時, 有償/無償等)

## 9. 運用について

運用は, 内閣府の管理のもとサイトの運営やメンテナンスを行う担当者, 登録申請された教材等の審査の相談をする専門家(教材登録審査相談員)で行うものとする。

### (1) サイトの運営やメンテナンスを行う担当者の役割

サイトの運営やメンテナンスを行う担当者は, 以下の事項の役割を持つものとする。

- ・教材等の提供の受付及び掲載するコンテンツを収集する
- ・審査済みの教材等を体系化された領域とライフステージに基づき整理・公開する
- ・収集した教材等の改定や更新状況を確認し, 適切に対応する  
また, リンクの変更等についても, 適切に対応する
- ・消費者教育に関する最新情報を収集して掲載する
- ・利用者から他の利用者に向けて, あるいはサイトの管理者に向けての情報提供(教材の実践事例や良い教材等の紹介等)や意見等の書込みにおける誹謗中傷等を監視し, 不適切な書込みがあれば削除するとともに, 適切に対応する
- ・サイトの利用度を把握し, 必要に応じて消費者教育ポータルサイトの広報等の利用促進を行う
- ・教材作成者に対して, 教材の提供を依頼する
- ・教材を利用して講義等を行った実践事例の提供を依頼する

### (2) 各種委員の設置

#### ポータルサイト運営委員

ポータルサイト運営委員は, 学識経験者等で構成する。消費者教育ポータルサイトの運営の方向性等について提言を行う。

#### コンテンツ開発委員

コンテンツ開発委員は, 学識経験者及び消費者教育に携わる者で構成する。内閣府が開発するコンテンツについて, 内容の検討等を行う。

#### 教材登録審査相談員

教材登録審査相談員は、消費者教育の専門家等で構成する。担当者が審査基準に照らしても申請された教材等を掲載するか否かの判断が難しい場合には、教材登録審査相談員の判断を仰ぎ、掲載するか否かの判断を行う。

#### ポータルサイト評価委員

ポータルサイト評価委員は、学識経験者等で構成する。消費者教育ポータルサイトの運営全般について評価を行う。

#### 10. 広報について

内閣府は、各省庁等と協力し、消費者教育ポータルサイトについて地方公共団体、独立行政法人国民生活センターや消費生活センター、消費者団体、事業者及び事業者団体、法曹団体等に広く広報する。

また、内閣府は広く一般消費者に対しても適切な広報を行う。

以 上

### 1.3.3 運用方針案

前掲の検討事項を基にした議論の結果と基本方針案の改定点を踏まえ、本委員会としての消費者教育ポータルサイト運用方針案は、次の通りとなった。なお、条文中にある基本方針案とは、1.目的の項を除いて、前掲の「消費者教育ポータルサイト基本方針案（平成19年度改定案）」を指す。

#### 消費者教育ポータルサイト運用方針案

##### 1. 目的

消費者基本法に基づく消費者基本計画において、「消費者の自立のための基盤整備」に関する課題の一つに「消費者教育を受けられる機会の充実」が掲げられ、これを契機に「消費者教育の推進」のための様々な具体的施策が展開されている。特に「リソースセンターの機能強化」に関連して、「各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイト」が構築されることになった。これを受け内閣府は、平成18年度に「消費者教育ポータルサイト基本方針案（以下、「基本方針案」という）を取りまとめた。

基本方針案においては、「消費者教育の教材等を広く収集して整理し、消費者教育を行う者又は受けようとする者が消費者教育の全領域にわたり、必要な教材を適切に検索・選択して、利用することのできるポータルサイト」を構築することが必要であるとしている。

したがって、消費者教育ポータルサイトに掲載する情報については、消費者教育を行う者又は受けようとする者にとって有用性及び有効性が高い情報であることが前提とされる。

これに基づき、「消費者教育ポータルサイト運用方針案（以下「運用方針案」という）」は、消費者教育ポータルサイトを実際に運用するにあたって、基本方針案に従いこれを補完しつつ、情報の管理、情報の提供及び運営体制等について、より具体的な姿を示すことを目的とする。

##### 2. 対象領域・ライフステージ及び利用対象者

基本方針案に基づき、消費者教育ポータルサイトは、消費者教育の全領域・ライフステージにわたり、消費者教育を行う者又は受けようとする者を対象とする。ただし、消費者教育の担い手の拡大が急務である現状等を踏まえ、段階的に効果的な整備を実施するものとする。

###### 第一期（概ね3カ年で整備）

政策的な必要性（教員や相談員等の消費者教育の担い手の拡大等）や情報収集の容易性（すでにインターネット上に多くのコンテンツが存在）により、集中的に整備する対象領域・ライフステージ及び利用対象者を総合的に判断し、コンテンツを収集、整理する。

###### 第二期（概ね2カ年で整備）

全ての対象領域・ライフステージ及び利用対象者に対して、十分な質、量のコンテンツを提供

することを目的とする。そのために、ポータルサイトにおいて提供が不足する対象領域・ライフステージ及び利用対象者を抽出し、これらのコンテンツの収集、整理を行う。収集困難な対象領域・ライフステージ及び利用対象者については、内閣府が関係省庁又は組織等の協力を得て独自コンテンツの開発を行う。

### 3．情報の管理

#### (1) 情報の入手

消費者教育ポータルサイトへの掲載を検討する情報の入手先は、基本方針案「6．情報の入手」に示す通りである。したがって、情報の入手は、教材等の審査体制の整備状況に応じて、より広い範囲を対象として実施されることが望ましい。

#### (2) 掲載情報の種類

消費者教育ポータルサイトで掲載する情報については、基本方針案により分類された「教材自体とそれに関連する情報」、「消費者教育に関する基礎的な情報」、「利用者からの要望等の情報」、「消費者教育に関するイベント等の情報」に基づくものとする。基本方針案に定める入手先からの情報（外部コンテンツ）と内閣府が独自に開発する情報（内部コンテンツ）に分ける。

#### (3) 掲載情報の選定・審査・登録

消費者教育ポータルサイトに掲載する情報は、信頼できるものでなくてはならない。基本方針案で定める情報の入手先から得た情報（外部コンテンツ）は、同案に示された審査基準に則り、掲載するか否かの判断をする。また必要に応じて教材登録審査相談員を活用し、掲載可否について判断する。

個別の情報について審査・登録することが原則であるが、同一提供元からの情報を包括して掲載することも認める。この情報提供元（以下、「認証団体等」という）からの掲載情報については、個別の教材等の内容について詳細な審査を行わない。したがって、認証団体等から提供された教材等の内容についての責任は、各認証団体等が負うことを明確にする必要がある。また、定期的に再審査を行うことにより、認証団体等が審査基準を満たすことを確認する必要がある。

内閣府が独自に開発する情報（内部コンテンツ）については、内閣府担当職員が基本方針案に示された審査基準に合致することを確認の上、登録する。

なお、上記の掲載情報の審査基準及び審査・登録の手順については、別表1に示す。

#### (4) 掲載情報の更新・保守・監視

認証団体等は、消費者教育ポータルサイトに対して、随時情報の追加、修正及び削除申請を行う。これにより、認証団体等の申し出に基づいた迅速な情報更新の実現と、消費者教育ポータルサイト運営の保守及び効率化を図るものとする。

認証団体等による修正等の申請のない情報については、内閣府又はポータルサイトの運営に携

わる組織によって、アドレス変更、リンク切れ等の情報の消失及び内容の変更等が生じていないかを監視し、必要に応じて削除等の措置を講じるものとする。

#### (5) 入手する教材関連情報

教材関連情報として、基本方針案に示された、一般的な情報、教育的な情報、技術的な情報、権利に関する情報及び制作年月日等に関する情報を入手して提供する。その際、IEEE（米国電気電子学会）が定める LOM（学習オブジェクトメタデータ）に準拠し、ポータルサイト間のデータ連携を考慮した仕組みとする。

消費者教育ポータルサイト独自の項目として、関連する学習指導要領の項目や法令名、条文番号、第三者の評価情報等を付加し、関連情報の拡充を図る。

#### (6) 利用者からの情報の収集

利用した教材等の教育効果及び評価情報を収集し、消費者教育ポータルサイトの整備及び運用に役立てるとともに、「教材等の利用に関する情報」として提供するための体制の整備を図る。

消費者教育ポータルサイトの運用方法や教材の紹介等について、利用者アンケートの実施等により意見を収集する。

#### (7) 著作権

教材の提供を受けるにあたっては、著作権の所在と利用条件について十分な確認が必要である。消費者教育ポータルサイトに掲載する情報の著作権に関しては、必要に応じて権利処理を行う等、その取り扱いに十分に配慮する必要がある。

また、利用者に対して著作権に対する適切な対応を促すため、掲載するコンテンツの著作権情報を提供する。

#### (8) 個人情報

消費者教育ポータルサイトの運営に必要な情報の収集に関し、個人情報を収集する必要がある場合は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「内閣府ホームページ個人情報保護方針」に基づき、適切に管理するものとする。

### 4. 内閣府による提供情報

#### (1) 即時性を求める情報

消費者教育ポータルサイトにおいて提供する情報は、その仕組み（申請、審査及び承認等）から、即時性は高くない。しかし、情報によっては、即時に広く国民に知らせることが求められるものもある。このような情報については、内閣府が関係省庁又は組織等の協力を得て情報提供を行う。

## (2) 不足する領域等の情報

情報を収集するだけでは、消費者教育の全領域・ライフステージ、全対象者の教材等を提供できない場合は、不足する領域等のコンテンツ(教材等)を重点的に開発する必要がある。開発すべきコンテンツは、コンテンツ開発委員会において検討する。

## (3) 教材等の利用に関する情報

消費者教育ポータルサイトにおいて提供する教材等を利用した講義等の実践事例や、指導案等を収集、提供する仕組みを検討する。これにより、消費者教育を行う者の支援を行う。

## 5. 情報提供の方法

### (1) アクセシビリティ

年齢や身体的制約、利用環境等に影響されることなく消費者教育ポータルサイトを利用できるようにする。そのために、「JIS X 8341-3:2004 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ」に準拠した「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」に基づいたウェブサイトとする。

### (2) ユーザビリティ

文章や画像等について、分かりやすさ、大きさ及び配置等を検討し、操作の学習のしやすさ、覚えやすさ、ページ間の移動効率の良さ、ページの読み込み時間の短さ等を実現した、使いやすいウェブサイトを目指す。

また、対象領域、利用対象者等の分類にこだわらず、想定される利用者像にあわせた検索等のインタフェースを検討する。なお、次のような検索機能を構築する。

#### ディレクトリ検索機能

利用目的や内容により分類したディレクトリ検索機能を構築する。ディレクトリ検索機能では、マウス等のポインティングデバイスのみで操作できるように配慮する。

ディレクトリを表示するインデックスページは、2.対象領域・ライフステージ及び利用対象者に示した整備期に合わせて作成する。

#### 語句検索機能

教材関連情報を対象とした語句検索により、該当する教材を抽出する機能を構築する。

#### 属性検索機能

教材関連情報の各属性を指定した、詳細な教材検索を実現する。なお、本機能は、第二期に整備する。

## 6．運営体制

消費者教育ポータルサイトは、基本方針案に定められた各種委員，担当者により運営する。また，以下の委員会を組織し，運営体制の整備を図る。

### ( 1 ) 計画に関する組織

#### ・ポータルサイト運営委員会

消費者教育ポータルサイト運営の方向性や，実現機能の優先順位等，運用方針に関わる提言を行う。委員は学識経験者等により構成され，必要に応じて年間数回程度の委員会を開催する。

#### ・コンテンツ開発委員会

コンテンツ(教材等)の整備状況や利用者の意見等を踏まえて，内閣府が関係省庁又は組織等の協力を得て開発をする教材等について，内容の検討等を行う。委員は学識経験者及び消費者教育に携わる者により構成され，必要に応じて開催する。

### ( 2 ) 運営に関する担当者

#### ・教材登録審査相談員

基本方針案に示された審査基準に基づき，教材等の掲載可否に関し，個別の教材又は情報提供元について意見を述べる。対象領域・ライフステージを考慮し，教材登録審査相談員を設置する。教材登録審査相談員は，学識経験者及び消費者教育に携わる者がこれに当たる。

#### ・内閣府担当職員

運営委員会により提言された方向性等を元に，具体的な施策を検討する。また，情報提供依頼，情報監視，利用者対応等を行う。提供する情報について，教材登録審査相談員の意見を元に，登録の可否を決定する。

#### ・システムエンジニア

ポータルサイトシステムとして導入される基盤(ネットワーク機器，サーバ機器，オペレーティングシステム，ミドルウェア等)の運用管理を実施する。セキュリティの維持も業務に含まれる。また，ウェブサイトの更新及び機能追加等の実施を行う。

#### ・オペレータ

内閣府自身が制作したコンテンツの教材関連情報(メタデータ)を入力する等，データのメンテナンスを実施する。また，利用者等からの基本的な質問に対する回答等，利用者対応の一部を担う。

(3) 評価に関する組織

・ポータルサイト評価委員会

消費者教育ポータルサイトの運営全般について評価を行う。委員は学識経験者等により構成され、少なくとも年1回開催する。

なお、内閣府担当職員は、評価結果として改善点の指摘を受けた場合、改善策を検討しなくてはならない。また、ポータルサイト運営委員会は、次期提言において、ポータルサイト評価委員会の評価結果を反映させるよう努めなくてはならない。

別表 1 掲載情報の審査基準及び審査・登録手順

提供情報	審査基準	審査・登録の手順	
		外部コンテンツ	内部コンテンツ
1.教材及び教材情報	基本方針案 8.提供情報の審査(1)教材の審査における審査基準に基づく。  教育資料であること(中立公平で普遍的なもので、商業性を意図しないもの) 必要事項が明示されていること(目標、対象、作成者、作成時期、有償/無償等) 内容・表現方法に教育的配慮がなされていること(宣伝・販売と思われる表現の禁止、記述の普遍性、差別表現の禁止、言葉の平易性、内容の整合性等)	必要に応じ、教材登録審査相談員の意見を求め、内閣府担当職員が掲載の可否を判断し、登録する。	コンテンツ開発委員会の検討を経て開発し、内閣府担当職員が審査基準に合致することを確認の上、登録する。
2.基礎的な情報			内閣府担当職員が審査基準に合致することを確認の上、登録する。
3.利用者からの情報			
4.イベント等の情報	基本方針案 8.提供情報の審査(2)イベント等の情報の審査における審査基準に基づく。  消費者教育に係る催しであること(中立公平で普遍的なもので、商業性を意図しないもの) 必要事項が明示されていること(目標、対象、主催者、開催日時、有償/無償等)	必要に応じ、教材登録審査相談員の意見を求め、内閣府担当職員が掲載の可否を判断し、登録する。	内閣府担当職員が審査基準に合致することを確認の上、登録する。

注) 上記の審査基準を満たす情報を、一定期間に一定数提供した団体及び個人を認証団体等とする

以上